

マイナンバー制度が始まります！

10月から順次、住民票を有する全ての人1人1人に、
12桁のマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」を、
住民票の住所地あてに、簡易書留郵便で送付します。

※詳しくは、広報「つながり」10月1日号に掲載します。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

ただし、やむを得ない理由により

住民票の住所地で受け取ることができない人（下記①～④にあてはまる人）は、
あらかじめ、住民票のある市区町村へ申請・登録してください。

登録していただいた人は、居所（実際に住んでいる所）へ送付することができます。

登録は
お早めに！

- ① 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している人
- ② DV（ドメスティックバイオレンス）等の被害者で、住所地以外の場所へ避難している人
- ③ 医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、さらに住所地に誰も居住していない人
- ④ 上記以外の人で、やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない人

申請方法＝「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて、9月25日（金）まで（必着）に、**住民票のある住所地の市区町村の通知カード担当課へ**郵送または持参してください。

※申請書は、市役所市民課のほか、他市区町村の通知カード担当課などにあります。

また、市ホームページ・個人番号カード総合サイトなどからもダウンロードできます。

※申請には以下の書類を添付してください。

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）のコピー
- ・居所に居住することを証明する書類（賃貸借契約書・医療機関や施設等が発行する入院入所証明書類）のコピー
- ・代理人が申請する場合は、代理人の代理権を証明する書類（委任状など）・代理人の本人確認書類（運転免許証など）のコピー

問合せ＝市民課（内線 311・313）〈大和郡山市通知カード担当課〉

マイナンバー（個人番号）は…

行政の効率化、国民の利便性、公平・公正な社会の実現をめざし、社会保障・税・災害対策の分野に限定して活用されるものです。平成28年1月以降、年金・雇用保険・医療保険の手続きや児童手当など福祉の給付などの手続き、確定申告などの税の手続きなどで、マイナンバーが必要になります。また、平成28年1月から、申請者への「個人番号カード」の交付も始まります。

個人情報の安全確保のために…

システム面：制度を導入しても、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する時は暗号化してやりとりします。

制度面：法律で決められている場合を除いて、マイナンバーの収集・保管を禁止し、マイナンバーが適切に管理されているかを第三者機関が監視します。また、法律に反した場合の罰則をこれまで以上に重くしています。

マイナンバーに関する問合せ（コールセンター）〈全国共通ナビダイヤル〉

☎ 0570-20-0178

9時30分～17時30分（土・日曜、祝日・年末年始を除く）

詳しくは、政府内閣官房ホームページで（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）